

懲戒処分の基準の一部改正について（提案）

1 提案理由

令和3年2月議会において、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が改正され、盗撮等に関する規制場所が拡大もしくは場所についての制限が撤廃されたこと（令和3年4月20日施行）に伴い、職員の懲戒に関する条例別表に記載の盗撮等の場所の制限に関する規定を改正する。

2 対象職員

職員の懲戒に関する条例（以下「条例」という。）の適用を受ける職員

3 改正内容

【改正前】

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
6 3	公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において痴漢行為、盗撮等を行うこと。	停職又は免職
6 4	6 3の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等を行うこと。	免職

【改正後】

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
6 3	公共の場所又は乗物における痴漢行為、 <u>衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着の盗撮、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態にある人の姿態の盗撮等</u> （以下「卑わいな行為」という。）を行うこと。	停職又は免職
6 4	6 3の項のうち、常習的に <u>卑わいな行為</u> を行うこと。	免職

4 実施時期

公布の日（令和3年9月議会（前半）に条例改正案を提出予定）

5 協議期限

令和3年8月30日